（船舶区画規程の一部改正）

第二条　船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一編　（略） 第二編　旅客船に関する規定 第一章～第四章　（略） 第五章　暴露部における開口（第五十七条―第六十四条の三） 第六章～第十章　（略） 第三編～第六編　（略） 附則 （船首隔壁における開口） **第四十九条**　船首隔壁には、人孔、出入口その他の開口を設けてはならない。ただし、船首タンク内の水その他の液体を注入し、排出するための管を一個に限り、これを貫通して設けることができる。この場合において、管には、隔壁甲板の上方において操作することができる弁を船首隔壁に取り付けなければならない。 2・3　（略） （削る） **第六十四条～第六十四条の三**　（略） （復原性計算機等） **第百二条**　（略） 2　前項の旅客船には、前項各号のいずれかの措置に関する事項を記載した資料を船舶職員の用に供するために備えなければならない。 **第百二条の三**　（略） 2　前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあっては、第二章、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の六まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。 3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第二章、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の六まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。 （船首隔壁における開口） **第百二条の十の二**　第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。	目次 第一編　（略） 第二編　旅客船に関する規定 第一章～第四章　（略） 第五章　暴露部における開口（第五十七条―第六十四条の四） 第六章～第十章　（略） 第三編～第六編　（略） 附則 （船首隔壁における開口） **第四十九条**　船首隔壁には、人孔、出入口その他の開口を設けてはならない。ただし、船首タンク内の水その他の液体を注入し、排出するための管を一個に限り、これを貫通して設けることができる。この場合において、管には、貨物を積載する場所以外の容易に接近することができる場所において船首隔壁にねじこみ弁を取り付ける場合を除き、隔壁甲板の上方において操作することができるねじこみ弁を船首タンク内において船首隔壁に取り付けなければならない。 2・3　（略） （灰棄筒、ちり棄筒等） **第六十四条**　灰棄筒、ちり棄筒等の船内における開口には、ふたを設けなければならない。 2　前項の開口が隔壁甲板下にあるときは、その開口のふたは水密に閉鎖できるものであり、かつ、最高区画喫水より上方の容易に接近することができる場所において、灰棄筒、ちり棄筒等に自動不還弁を取り付けなければならない。 **第六十四条の二～第六十四条の四**　（略） （復原性計算機等） **第百二条**　（略） （新設） **第百二条の三**　（略） 2　前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあっては、第二章、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の七まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。 3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第二章、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の七まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。 （船首隔壁における開口） **第百二条の十の二**　第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「ねじこみ弁」とあるのは「ねじこみ弁又は管海官庁が適当と認める弁」と、「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。